権利の変動等についてお知らせ下さい

下記のような権利の変動、住所氏名の変更などがございましたら谷山都市整備課にもお知らせください。

「区画整理だより」などのお知らせや仮換地(案)の供覧等、皆様にご連絡等を円滑に行うためにもご協力をよろしくお願いいたします。

【相続届】・・・・相続が発生した場合【所有権移転届】・・・・所有権が移転した場合

【住所氏名変更届】 ・・・・住所や氏名が変わった場合

【代表者選任通知】・・・・・共有名義や法人等で代表者を定める場合

建築行為等の制限について

谷山第三地区区域内で建築物や工作物の新築、増・改築、土地の区画形質の変更、又は移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積を行おうとするとき、また、太陽光発電の設置を検討されている方につきましても、土地区画整理法第76条に基づく許可が必要となりますので必ず事前にご相談ください。

(仮換地先ではない現在の所有地等に上記のような建築や区画形質の変更などを行う場合、

移転補償費の支払い額が70%以内となる条件が附せられる場合があります。)

※建築行為等の制限などについてのくわしい内容や届出の様式等につきましては、谷山都市整備課にお問い合わせ下さい。

調査にご協力ください

事業に関する調査のため、市が委託したコンサルタントなどの調査員が、皆様の土地、建物への立ち入りをお願いすることがあります。

調査員は、鹿児島市が発行する身分証明書を携帯しておりますので、ご確認の上、調査へのご協力をお願いいたします。

~ 谷山第三地区土地区画整理事業に関するお問い合わせ先~

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 谷山第二地区係

(新住所) 〒891-0141 鹿児島市谷山中央五丁目26-7 (旧南部保健センター)

電話:099-269-8436(係直通)

FAX:099-268-2602

メール: tanito-dai2@city.kagoshima.lg.ip

リサイクル適性の表示:紙ヘリサイクル可

谷山第三地区区画整理だより

第11号

昨年度の状況と今年度の事業概要について

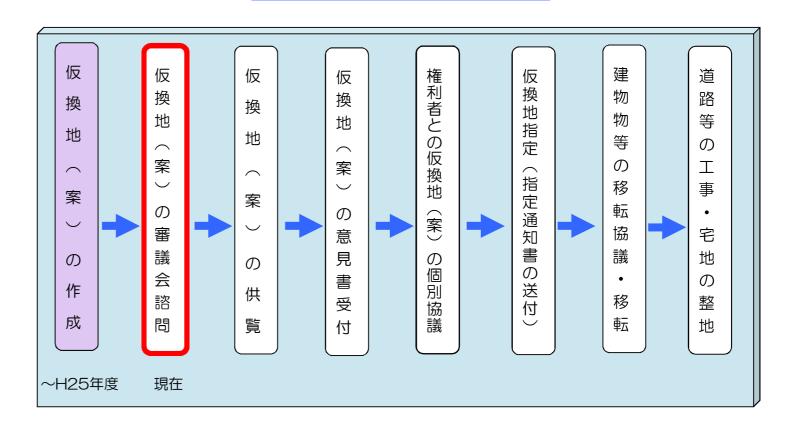
谷山第三地区土地区画整理事業につきましては、平成25年度は、仮換地(案)を作成し、その後、土地区画整理審議会への諮問を進めるとともに、現地での建物調査等を行ないました。

平成26年度の主な事業概要としては、土地区画整理審議会の開催、現地での建物調査、道路等設計の業務委託などを行ってまいります。また、水路整備のための調査・設計等の業務委託を実施する予定です。

仮換地(案)につきましては、引き続き土地区画整理審議会に諮問を行い、審議が終了し、準備が整いましたら、皆様に仮換地(案)を見ていただく供覧を行い、その後、個別協議を進め、順次、 仮換地指定の手続きを行っていく予定です。

なお、仮換地(案)の供覧につきましては、平成26年度中を予定しております。具体的な日程 につきましては、あらためて地権者の皆様にお知らせしますのでよろしくお願いします。

今後の事業の流れ

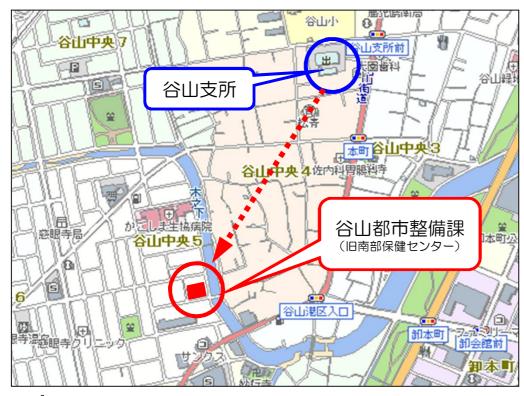


事務室が移転しました

平成26年4月14日(月)より谷山都市整備課の事務室は、谷山支所3階から、旧南部保健センター(谷山中央五丁目26-7)に移転しました。

電話番号(谷山第二地区係直通:099-269-8436)の変更はございませんが、谷山支 所の代表電話(099-269-2111)からは、おつなぎできなくなりましたのでご注意ください。 ※詳しくは、別紙「事務室移転のお知らせ」や市ホームページなどをご覧ください。

市ホームページのトップページ上部にあります「サイト内検索」にて、「谷山都市整備課」で検索し、検索結果の「谷山都市整備課事務室移転のお知らせ」をクリックすると確認できます。



©パスコ©IPC

※駐車場がありますので、お車でお越しの際はご利用ください。

埋蔵文化財に関する調査について

谷山第三地区の区域の南側、県道鹿児島加世田線に近い箇所に、これまでの調査資料などにより確認されている埋蔵文化財包蔵地として「堂園遺跡」がございます。

平成25年12月から平成26年2月にかけ、鹿児島市教育委員会におきまして堂園遺跡に関する事前発掘調査を行ないました。この事前発掘調査は、遺跡の有無を調べたり、遺跡の広がりや内容を把握するための調査で、今年度につきましても調査を行う可能性もございます。

皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

区画整理事業 Q&A

皆様からいただいた、ご質問について、いくつかご紹介します。

Q. 仮換地(案)の供覧で、場所は決まるのですか?

A. いいえ。決定ではありません。供覧が終わりましたら、工事の進め方などを考慮しながら、 街区単位で仮換地(案)を調整し、仮換地指定を行います。調整にあたっては、街区に関係す る権利者の方々と個別に協議を行います。

Q. 私はいつごろ移転することになるのですか?

A. 建物等の移転時期は、工事の進め方、仮換地指定の状況、予算等が関係するため、現時点で明確な時期をお示しすることは出来ません。建物等の移転は仮換地指定後となるため、まずは仮換地に関する個別協議をお願いすることになります。

Q. 区画整理事業の途中で自分の土地を売ることはできますか?

A. 区画整理事業中でも地区内の土地の売買は自由です。ただし、トラブルを避けるため、売却するときには、相手に土地区画整理事業区域内の土地であることを必ずお伝え下さい。また、売買された時には谷山都市整備課までご連絡下さい。

地区計画を決定しました

谷山第三地区地区計画につきましては、これまで皆様方に縦覧や説明会などご参加いただきながら手続きを進めてまいりましたが、平成26年2月25日に都市計画決定しました。

地区計画の内容は、市ホームページのトップページ上部にあります「サイト内検索」にて、「谷山第三地区地区計画」で検索し、検索結果の「谷山第三地区」をクリックすると確認できます。

谷山第三地区内で、次の行為を行う際は、事前に都市計画課への届出が必要になります。

- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物の用途の変更
- ・建築物等の形態または意匠の変更
- 土地の区画、形質の変更(切土、盛土、土地の造成など)

地区計画の届出に関するお問い合わせは・・・
都市計画課(本庁東別館7階 16099-216-1378)

地区計画の内容に関するお問い合わせは・・・

都市計画課(本庁東別館7階 TeLO99-216-1378) 谷山都市整備課 谷山第二地区係(TeLO99-269-8436)